

○技術管理者の資格に関する指針

平成25年2月8日

(目的)

第1条 この指針は、湖北環境衛生組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例（平成25年条例第1号。以下「条例」という。）第2条に規定する技術管理者の取得に関する基準について定める。

(技術管理者の講習)

第2条 条例第2条第10号の管理者の指定する講習は、別表に定める講習とする。

2 技術管理者となった者であって、別表に定める講習を修了していないものは、当該講習を受講するよう努めなければならない。

(委任)

第3条 この指針の運用に関し必要な細目は、管理者が定める。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

講習の種類	実施機関
廃棄物処理施設技術管理者講習 管理課程	(一財)日本環境衛生センター
廃棄物処理施設技術管理者講習 基礎・管理課程	(一財)日本環境衛生センター